

## 酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準の新旧対照表

制 定 昭和63年12月9日  
 今回改正 平成28年7月1日  
 飲酒に関する連絡協議会

改 正 後	改 正 前
<p><b>I 基本的な考え方</b></p> <p>1～4 (省略)</p> <p><b>II 広告・宣伝関係 (省略)</b></p> <p><b>1 未成年者の飲酒防止に関する事項</b></p> <p><b>(3) 広告・宣伝の際の留意事項</b></p> <p>ニ 未成年者を広告のモデルに使用しない。</p> <p>ホ <u>テレビ広告において、25歳未満の者を広告のモデルに使用しない。また、25歳以上であっても、25歳未満に見えるような表現は行わない。</u></p> <p><u>(注) 広告出演者の中で、エキストラ等は対象外とする。</u></p> <p><b>2 アルコールと健康問題等に関する事項</b></p> <p><b>(2) 広告・宣伝の際使用しない表現</b></p> <p>ヲ <u>テレビ広告での喉元を通る「ゴクゴク」等の効果音は使用しない。</u></p> <p>ヅ <u>テレビ広告でのお酒を飲むシーンについて喉元アップの描写はしない。</u>  <u>この運用に際しては、肩から頭部が描写されているよう配慮する。</u></p> <p><b>III 酒類容器関係 (省略)</b></p> <p><b>IV ノンアルコール飲料関係 (省略)</b></p> <p><b>V 自主基準の遵守等 (省略)</b></p>	<p><b>I 基本的な考え方</b></p> <p>1～4 (省略)</p> <p><b>II 広告・宣伝関係 (省略)</b></p> <p><b>1 未成年者の飲酒防止に関する事項</b></p> <p><b>(3) 広告・宣伝の際の留意事項</b></p> <p>ニ 未成年者を広告のモデルに使用しない。</p> <p>(新規)</p> <p><b>2 アルコールと健康問題等に関する事項</b></p> <p><b>(2) 広告・宣伝の際使用しない表現</b></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><b>III 酒類容器関係 (省略)</b></p> <p><b>IV ノンアルコール飲料関係 (省略)</b></p> <p><b>V 自主基準の遵守等 (省略)</b></p>

<p>附則</p> <p>自主基準の改正事績（内容省略）</p> <p>平成4年3月、平成5年4月、平成7年6月、平成10年5月、平成12年12月、平成17年10月、平成18年5月、平成18年12月、平成20年1月、平成21年7月、平成22年2月、平成22年8月、平成23年6月、<u>平成24年11月</u></p> <p>附則（今回改正 <u>平成28年7月1日</u>）</p> <p>この基準は、<u>平成28年7月1日放送分から</u>施行する。</p> <p><u>ただし、</u>広告・宣伝中である場合や準備の都合等により、施行日から実施できない場合は、<u>その素材を明確にし、</u>できるだけ早期に実施することとする。</p>	<p>附則</p> <p>自主基準の改正事績（内容省略）</p> <p>平成4年3月、平成5年4月、平成7年6月、平成10年5月、平成12年12月、平成17年10月、平成18年5月、平成18年12月、平成20年1月、平成21年7月、平成22年2月、平成22年8月、平成23年6月</p> <p>附則（今回改正 平成24年11月1日）</p> <p>この基準は、平成24年12月1日から施行する。</p> <p>広告・宣伝中である場合や準備の都合等により、施行日から実施できない場合は、できるだけ早期に実施することとする。</p>
---	--

(注) \_\_\_\_\_ は、改正部分。